平成28年度 市立幼稚園

【問い合わせ】 教育総務課

47·1280 FAX 47·1281

2015年(平成27年) 9月15日号

申し込みください。 入園を希望する人は、次のとおりお 来春4月に市立桃青の丘幼稚園に

内在住の幼児 【対象児】 平成28年4月1日現在、市

③3年保育(3歳児):平成2年4月 2日~平成23年4月1日生まれ 2日~平成2年4月1日生まれ ②**2年保育 (4歳児)**:平成3年4月 ①1年保育(5歳児):平成22年4月

曜日、祝日、10月13日巛を除く。) 【受付期間】 9月30日36~10月15日36 【募集定員】 ①35人 ②50人 ③40人 午前8時3分~午後5時(土・日

2日~平成25年4月1日生まれ

【入園願書提出方法】

印の上、桃青の丘幼稚園へ提出して ください。 ある入園願書に必要事項を記入・押 受付期間内に、桃青の丘幼稚園に

【抽選日・場所】 桃青の丘幼稚園 10月18日 午後1

※入園希望者が定員を超えた場合は ※当日欠席の場合は棄権とみなします。 抽選となります。

※募集定員に満たない場合でも、入園 すので、印鑑を持参の上、必ずお越 に必要な書類の説明と受領を行いま



(保育料) 6,400円/月 (予定)

※保育料は世帯の状況などにより算 定します。

※入園料は無料ですが、諸費として毎 月2,000~3,500円程度が 必要です。

※施設の都合や学級編制上、入園をお 断りする場合があります。

*桃青の丘幼稚園に関する問い合わせ

市立桃青の丘幼稚園 **☎**26·5770 AX2·5771

《私立幼稚園でも

園児を募集しています》

わせください。 詳しくは、各幼稚園へお問い合

①白鳳幼稚園(上野伊予町 21 0091

【募集定員】

3年保育:24人 2年保育:若干名

②青山よさみ幼稚園(柏尾)

【募集定員】

2年保育:10人 4年保育:10人 3年保育:30人 1年保育:若干名

> 災害が起こったとき 避難のために支援を必要とする皆さんへ

冷害時要援護者台帳に 登録しましょう~

りを行っています。 ため、避難のための支援を希望する人の台帳づく 安全に行われる体制づくりを進めています。この 災害時要援護者(高齢者や障がい者など)に対し て、災害情報の提供や手助けが地域の中で素早く 市では、災害時に自力で避難することが困難な

▼同意方式 (本人の同意で登録する方法)

上、提出してください。 を送ります。台帳への登録の同意の有無を記入の で新たに対象となった人に、9月中に登録申請書 同意方式の対象者のうち、今年の4月1日現在

《同意方式の対象者》

◎5歳以上で一人暮らしの人

◎65歳以上のみの世帯の人

◎要介護認定で要介護3~5の人

◎障害者手帳を所持している人

◆手上げ方式(本人や家族の希望により登録する

に登録することができます。登録する場合は、申請 手上げ方式の対象者は、希望により要援護者台帳

《手上げ方式の対象者》

先にご連絡ください。

◎乳幼児のいる世帯の人 ◎外国人居住者

◎妊婦 ◎その他支援が必要な人

【申請先・問い合わせ】総合危機管理課

※各支所住民福祉課・各地区市民センターでも申 請できます。 22·9640 FAX 24·0444

伊賀市まちづくりアンケート(市民意識調査)の調査結果を報告します

の皆さんの声

(問い合わせ)

1, 002人か 総合政策課 【調査結果の抜粋 定住意識 22 · 9620 FAX 22 9672

まちづくりアンケートとは

業の分析や今後の方向性について を知ることで、現在行っている事 の満足度」、また「今後の重要性 る伊賀市の将来像の実現に向け に対する市民の皆さんの「現状で さんの意識を知るためのものです。 ンケート調査で、 平成19年度から実施しているア 第2次伊賀市総合計画の各政策 まちづくりに対する市民の皆 総合計画に掲げ

(調査内容)

- ①第2次伊賀市総合計画の認知度に ついての質問
- ③第2次伊賀市総合計画再生計画で ②市民の皆さんの定住意識、 重点プロジェクトとして掲げてい りへの市民参加意識についての質問 る、「医療・地域福祉」「観光・農林業 まちづく
- ④第2次伊賀市総合計画再生計画 く質問 掲げる28項目の政策の満足度につ いて、市民の皆さんの実感に基づ

検討することを目的としています。

についての質問

- ⑤第2次伊賀市総合計画再生計画に 掲げる28項目の政策の重要度につ いての質問
- ⑦地方創生に向けた取り組みに関し ⑥暮らしの現状や考えに関する質問 る条件についての質問 の条件として、特に重要と思われ て、移住者・交流者を増やすため

います。

※日本国籍2,159人、ブラジル国

籍47人、中国国籍16人

(調査期間)

3月12日~31日

票を送付しました。

2,222人を無作為に抽出し、調査 市内在住の18歳以上80歳未満の市民

住民基本台帳に登録されている、

※2,222人の内、 [回収率] 45 1%

ら回答をいただきました。

問:今のところに将来も住み続けたいか わからない 9.3% (6.5%) 無回答 2.1% (0.5%) できれば移りたい 12.4%(11.5%) 移りたい 住み続けたい 5.2% (5.7%) 45.0% (49.8%) できれば 住み続けたい 26.0% (26.0%)

()内は、平成26年市民意識調査の数字

便さをあげている割合が高くなって 通学・買物・医療など、生活上の不 きれば移りたい」理由として、通勤 合が高く、一方で、「移りたい」「で 隣近所との付き合いをあげている割 い」「できれば住み続けたい」と思う 人の割合が約70%を占めています。 その理由として、土地への愛着や 今のところに 「将来も住み続けた

まちづくりへの市民参加

加したいという意欲を持っています。 わない人も40%弱になります。 半数を超える人が、まちづくりに参 しかし一方で、参加したいとは思

問:市政への参加について 無回答 積極的に 3.5% (4.5%) 参加したい 5.1% (6.4%) 参加したいとは 思わない 39.0% (36.6%) できれば 参加したい 52.4% (52.5%)

()内は、平成26年市民意識調査の数字



問:地域をより良くするためのまちづくりの方法

①~⑩の内容は次のとおりです。

その他 0.8% (1.7%) わからない 9.0% (6.6%)

行政が住民の要望を把握しな がら、行政が主体となって取 26.2% (30.0%) り組む

行政が主体となって取り組 み、住民は理解し、協力する 8.6% (6.8%)

2.4% (2.5%) 無回答

住民が主体となって取り組 み、行政はあくまでも側面 から支援する 8.9% (9.2%)

住民と行政が話し合い、役 割分担しながら協働で取り 44.1% (43.2%)

()内は、平成26年市民意識調査の数字

協働の手法

まちづくりの方法

地域におけるまちづくりの進め方

公表や、 重要視されています。 ために有効な手法として、 市民と行政との協働のまちづくり 意見交換の場の設定などが

 \bigcirc

(1) 43.0% (44.3%) 2 35.8% (35.7%) 3 32.4% (30.6%) **4** 29.1% (31.0%) ⑤ 25.9% (26.3%) 6 25.8% (23.8%) ⑦ 12.2% (13.2%) ® 9.6% (12.1%) 9 3.8% (4.5%) 10 6.6% (6.9%)10

市民であるという意識が高まって

減少の26.2%となり、

市政の主役は

民の要望を把握しながら、行政が主 は前回調査とほぼ同水準ですが、「住 す。「住民が主体、行政は側面支援_ という回答が4.1%を占めていま として、「住民と行政が分担・協働で」

は前回調査時より3.8ポイント

問:市民と行政との協働のまちづくりのため 有効な手法

流を促進する ⑦パブリック・コメン 的に開く ⑤まちづくり活動の拠点と ど、市民が参加しやすい方法を工夫する プ (気軽に意見が言い合える会合) な ①まちづくりに関する情報や取り組 動に取り組む団体相互の情報交換や交 なる施設を整備する ⑥まちづくり活 長が直接意見を交換する場などを積極 ③市民が主体的に取り組むまちづくり 活動を積極的に支援する (人数) を増やす (意見の公募手続き) を積極的に行 ⑧審議会などの市民一般公募の枠 9その ②ワークショッ 他 ④市民と市 ⑩無回答

学習やスポーツ活動の場が充実してい ⑩高等教育機関が充実している ⑪空 パーや商店街が近い ている ⑤自然環境が良い ⑥スー サービス(子育て支援ほか)が充実し がある ③交通の便が良い ④福祉①医療体制が整っている ②就労の場 き家等の情報がすぐ手に入る ⑫生涯 地含む)や建物が安く購入できる 置し、津波の心配がない(⑨土地) 入れ体制が整っている ⑧内陸部に位 ①~⑪の内容は次のとおりです。 ⑬その他 他無回答 ⑦地元での受け (農

問:移住者・交流居住者を増やすための条件 ① 53.2% ② 52.9% 3 40.2% 4 34.5% ⑤ 22.9% ⑥ 18.9% **7** 18.6% **® 12.2%** 9 11.2% 9 11.2% 0 5.7% 1 0 4.2% 2 1.9% 3 1.4% 4 5.9% 10 50 20 30 40 60

●アンケート結果から見えてきた 重点的に取り組むべき政策

)移住者・交流居住者を

在、伊賀市では、人口減少に歯

増やすための条件

ます。 り組むことが必要な政策だと考えられ の傾向がみられ、今後、 度が高いものとして、次の項目でそ たところ、特に満足度が低く、重要 策についての満足度や重要度を聞い .賀市の現状や取り組んでいる政 重点的に取

生に向けて取り組んでいます。 る社会を維持していくための地方創 止めをかけ、将来にわたって活気あ

早急

と考える割合が高くなっています。 答では、特に次の①~④などを条件 な対策が求められる中、皆さんの回

O誰もが働きやすく、働く意欲が持 o子ども・高齢者・障がい者などの 見守りと支えが十分なまちづくり 福祉、子育て支援など) (地域福祉、高齢者福祉、 障がい者

O地域活動や地域産業などの担い手 o市内外の交通インフラ整備により、 ちづくり(道路整備、 材育成、移住・交流政策など) てるまちづくり (就業・雇用など) 人・モノ・情報の流れが活発なま が育ち、活躍するまちづくり(人 公共交通政

O 生涯にわたって学びの機会が持て 事業、図書館事業など) るまちづくり(生涯学習、 公民

策など)

おわりに

重なご意見を参考に、 くりを進めます。 今回実施したアンケート調査によ 市民の皆さんからいただいた貴 今後のまちづ

総合政策課または市ホームページで し覧いただけます。 なお、詳しい調査結果については、

〜伊賀市地域公共交通網形成計画を策定しました〜

一私たちの公共

(問い合わせ)

総合政策課 **☎**22·9663 FAX2·9672



域公共交通は利 生活や社会参加 に欠かせない地 スや鉄道など、 などにより、バ 家用車への依存 市民の皆さんの 人口減少や自

れなくなるかもしれません。 ままでは、 用者の減少傾向が続いており、この 従来のサービスを続けら

しました。 市地域公共交通網形成計画」を策定 交通の新たな基本計画として、「伊賀 を構築することを目的に、地域公共 た持続可能な公共交通ネットワーク り組みと連携し、地域のニーズに合っ そこで、市では、まちづくりの取

ります。 像や基本理念、基本方針の実現に向 けた取り組みを進めていく必要があ となって、計画に定める交通の将来 企業、交通事業者、行政などが一体 今後は、市民の皆さんや自治組織、

▼計画期間

平成2~3年度(6年間)

計画の基本理念

た持続可能な交通体系

《交通の将来像》

◆計画の基本方針

える公共交通体系を構築します 促進し、活力あるまちづくりを支 【**基本方針1**】 伊賀市の一体化を

②地域固有の資源・特色を生か ①伊賀市と周辺都市、市内各支 資する公共交通ネットワー 所などの連携・交流の強化に

【主な施策】

o 乗り継ぎの強化 o 既存バス路線などの運行改善

o 列車や駅の魅力づくり O 伊賀鉄道伊賀線の公有民営方式に よる運営と新駅整備 など

地域が創り、育む、地域に根ざし

【主な施策】

有の交通システム

出かけしたくなるまちを実現する地 域公共交通 るよう、鉄道やバスなどで、皆がお 住み慣れた地域で暮らし続けられ

安心に移動できる持続可能な公共 【基本方針3】 全ての人が安全・

交通体系を構築します

o地域運行バス支援制度の導入 など

o 新たなバス運行方法の確立 o 既存バス路線などの運行改善

①高齢者や障がい者などの移 の構築 公平に移動できる交通体系 動制約者を含む全ての人が

②経済的に維持が可能で、安定 ③自家用車のみに依存しない 提供できる交通体系の構築 的・持続的な交通サービスが 環境にやさしい交通体系の

【主な施策】

③都市構造の誘導に向けた段

した公共交通体系の構築

階的な見直し

O地域運行バス支援制度の導入 o 新たなバス運行方法の確立

○運賃の見直し

O地域住民や企業と一体となった取

o エコ 通勤の 奨励

など

◆重点的に取り組む施策

【基本方針2】 地域が創り、それぞ

組む地域運行バスや事前予約により バス運行方法の導入 運行するデマンドバスなど、新たな 《バース》 地域が主体となって取り

のしくみづくり、を構築します れる、くらし・まちを、想造する移動 れの関係者の連携・協働により育ま

営方式による運営 《鉄 道》 伊賀鉄道伊賀線の公有民

②主体者意識を共有した上で、

地域が自ら創り、育む地域固

①路線機能と事業主体の明確化

・計画の評価・検証・改善に 継続的に取り組みます

討する取り組みを継続的に実施して いきます。また、評価に当たっては、 次の指標を設定します。 計画を評価・検証し、改善策を検

(評価指標)

O観光・レクリエーション施設の利 o市内バス路線の利用者数 用者数

o 鉄道の 定期外乗車人員

o 鉄道・バスの満足度 O 伊賀鉄道、廃止代替バス、行政バス利 用促進の取り組みに対する協力意向

することを表現した造語 関係者が主体性をもって創造



<u> き</u> 寝たきり高齢者等福祉手当

【対象者】

在宅で次のいずれかの状態が6カ 月以上継続している65歳以上の人

- ○介護認定が要介護4または5
- ○自立した生活が困難な重度の認知 症(日常生活自立度が「M」)

【支給額】

月額 3,000 円

- ※次に該当するときは支給対象外
- ①特別障害者手当・経過的福祉手当 (いずれも国の手当) または重度 障害者福祉手当(市の手当)の受 給資格があるとき
- ②病院や介護保険施設などに3カ月 以上継続して入院、または入所し ているとき

【支給月】

年2回(4月·10月)

【受給の請求】

本人または扶養義務者からの請求により支給します。

【状況届】

現在、寝たきり高齢者等福祉手当を受給している人は、受給資格確認のために状況届を提出してください。

【提出期限】 9月25日 金

【提出先・問い合わせ】

介護高齢福祉課

☎ 22-9634 FM 26-3950 各支所住民福祉課

整 10月1日は「浄化槽の日」

昭和60年10月1日に浄化槽法が施行されたことから、この日が「浄化槽の日」となりました。

浄化槽は、私たちの家庭のトイレや台所などから出る生活排水を、微生物の働きを利用して、それぞれの家庭できれいな水にして放流するものです。このため、浄化槽の使い方や維持管理に問題があると、汚れた水の流出につながり、悪臭の発生を招くなど地域の住環境を悪化させる原因にもなりかねません。

浄化槽法では、保守点検(家庭用では3~4カ月に1回以上)・清掃 (年1回以上)・法定検査(年1回)が義務づけられています。

この「浄化槽の日」を機会に、ご 家庭の浄化槽が適正に維持管理され ているか、ご確認をお願いします。

【問い合わせ】

下水道課

☎ 43-2318 FAX 43-2320

智 重度障害者 (児) 福祉手当

◆重度障害者福祉手当

【対象者】

次の①~④のすべてに該当する人 ① 20 歳以上の人

- ②在宅で常時床についている状態ま たは外出困難な状態
- ③家族などほかの人の介護を必要と する程度の障がい
- ④次のいずれかの手帳を持っている人
- ○身体障害者手帳1~3級
- 療育手帳 A 1(最重度) · A 2(重度) · B 1(中度)
- ○精神障害者保健福祉手帳 1 級

【支給額】

月額 3,000 円

- ※次に該当するときは支給対象外
- ①特別障害者手当、経過的福祉手当 (いずれも国の手当) または寝た きり高齢者等福祉手当の受給資格 がある人
- ②病院や診療所などに3カ月以上継続して入院している人

【支給月】

年2回(4月・10月)

【受給の請求】

本人からの請求により支給されますが、認定については本人の障がいの状態や介護の状況について審査を 行うなどの規定があります。

【現況届】

現在、重度障害者福祉手当を受給 している人は、受給資格確認のため に状況届を必ず提出してください。

【**提出期限**】 9月25日金

◆重度障害児福祉手当

【対象者】 次の①・②に該当する人 ① 3 歳以上 20 歳未満の人

- ②次のいずれかの手帳を持っている 児童の保護者
- ○身体障害者手帳1~3級
- ○療育手帳 A 1(最重度) · A 2(重度) · B 1(中度)
- ○精神障害者保健福祉手帳 1 級

【支給額】

月額 5,000 円

※障害児福祉手当(国の手当)の受 給資格があるときは支給対象外

【支給月】

年2回(4月·10月)

【**受給の請求**】 保護者からの請求により支給されます。

【提出先・問い合わせ】

障がい福祉課

☎ 22-9656 FAX 22-9662

各支所住民福祉課

インターネット 公売

○せり売り方式 ⇒(せ)○入札方式⇒(入)

公売の対象は市税の滞納処分と して差し押さえた財産です。

◆市ホームページ掲載開始日時

- O (世): 9月25日 午後4時
- o (入):10月1日(木) 午後4時

◆参加申込期限

- o (世):10月13日(以 午後11時
- o (入):10月13日(以)午後5時
- ※諸事情により中止になる場合があります。詳しくは、市ホームページでご確認ください。

【問い合わせ】 収税課

☎ 22-9612 FAX 22-9618

参報 後期高齢者医療「医療費の お知らせ」を送ります

毎年3月に1年分の医療費を三重 県後期高齢者医療制度の被保険者に お知らせしていましたが、今年度か らは2回に分けてお知らせします。

- **◆1回目**:1月から6月までの受診 分を9月下旬にお知らせします。
- ◆2回目:7月から12月までの受診 分を3月下旬にお知らせします。

「医療費のお知らせ」は、実際にかかった医療費をお知らせし、健康の大切さを改めて確認していただくことを目的としています。

※確定申告などの医療費控除に添付する領収書の代わりとして使用することはできません。

【問い合わせ】 三重県後期高齢者医療広域連合事業課

2 059-221-6884



毎月1問、伊賀に関するクイ ズを掲載します。

問題

一一成5年の台風で、大山田地内の服部川の河川敷から巨大なワニやゾウの足跡化石が多数発見され、大きな話題になりました。そのゾウの種類は?

①ナウマンゾウ ②マンモスゾウ ③シンシュウゾウ ④ビワコゾウ

(答えは6ページ)

募集 はじめまして☆運動教室

【と き】 全8回

10月9日・16日・30日、11月13日・20日・27日、12月11日・ 18日 すべて金曜日

午後1時30分~3時

【ところ】

島ヶ原温泉やぶっちゃ「まめの館」 【対象者】 市内在住の 20 歳以上 65 歳までの人

※まめの館を初めて利用する人は利 用講習会(無料)の受講が必要。

【内容】

○家でもできる簡単トレーニング ○保健師による健康に関する講話

【定員】15人

【参加費】 300円(まめの館利用料) 【申込先・問い合わせ】 健康推進課

☎ 22-9653 FAX 22-9666

募集庭木の整枝剪定講習会

市民の皆さんに庭木づくりに対する関心と樹木への親しみを深めていただき、景観豊かなまちづくりを進めるため、庭木の整枝剪定講習会を開催します。

【と き】 10月5日月

午前 10 時~午後 4 時(受付:午前 9 時 40 分~)

※雨天時は10月7日外に延期 【ところ】 上野公園内(奈付・苗

【ところ】 上野公園内(受付:芭蕉 翁記念館前)

【対象者】 市内在住・在勤の人 【内 容】

庭木などの整枝剪定作業の仕方 【講 師】

伊賀市造園事業協力会会員 【**持ち物**】 弁当・水筒・自宅にある

剪定用具(刈込みバサミなど) 【**申込方法**】 電話・ファックス

※ファックスでお申し込みの場合は 住所・氏名・電話番号を必ず記入 してください。

【申込期限】

9月30日 (分割 15分 (中込先・問い合わせ) 都市計画課 ☎ 43-2314 FM 43-2317

献血のご案内

●10月17日(土)

午前 10 時~ 11 時 30 分 午後 1 時~ 4 時 アピタ伊賀上野店



システムを管理する施設の停電のため、次のサービスを一時停止します。 ①コンビニ交付サービス (コンビニエンスストアで住民票の写しなどが取得できるサービス)

- ②いがまち・阿山・大山田・青山図 書室の図書館情報システム
- ※本の貸し出しは利用できますが、 予約・延長・検索など利用できない業務があります。

【停止日時】

9月26日出 午前9時~午後1時 【問い合わせ】 ①住民課

- ☎ 22-9645 FAX 22-9643
- ②上野図書館
 - ☎ 21-6868 FAX 21-8999

催し いがまち家庭教育講演会

【と き】 10月6日以 午後7時30分~9時

【ところ】 いがまち公民館ホール 【演 題】 「お父ちゃん、お母ちゃん、 笑ってて」

【講師】 助産師 林 みち子さん ※申し込み不要

【問い合わせ】 いがまち公民館

☎ 45-9122 FAX 45-9160

催し 三重矯正展

【と き】 10月3日出 午前9時~午後3時

【ところ】

三重刑務所(津市修成町 16-1)

【内 容】 刑務所作業製品の展示・ 即売、パネルなどの資料展示、性格 検査、各種アトラクション

【問い合わせ】 三重刑務所企画部門

2 059-226-9144

催し土地無料相談会

【と き】 10月1日休 午前9時30分~正午

【ところ】 本庁舎 2階第3会議室 【相談内容】 地価・地代・家賃・土 地利用について

詳しくは、お問い合わせください。 【相談員】 (-社) 三重県不動産鑑定士協会所属の不動産鑑定士

【問い合わせ】 都市計画課

- ★ 43-2314 FAX 43-2317(一社) 三重県不動産鑑定士協会
- **2** 059-229-3671

党型 東日本大震災 被災地への 義援金 受け入れ状況

【義援金総額】 64,392,275 円 (平成 23 年 3 月 14 日~平成 27 年 8 月 25 日)

⇒日本赤十字社へ送金

※お寄せいただいた義援金は、日本 赤十字社を通じて、被災された方々 にお届けします。今後ともご協力 をよろしくお願いします。

【義援金箱の設置場所】

本庁舎玄関ロビー・各支所 (上野 支所を除く。)

【問い合わせ】 医療福祉政策課

☎ 26-3940 FAX 22-9673

整 10月1日から7日までは 公証週間です

お金を貸したり、不動産を売ったり貸したりするときは、契約書を作ります。しかし、せっかく作成しても、後になって、契約した覚えがない、内容がおかしいなどということで紛争が生じることが少なくありません。遺言書についても同じようなことが起こります。

そこで、これらの書類は「公正証書」にしておきましょう。公正証書には、法律によってさまざまな力が認められており、また、紛失したり、知らないうちに書き換えられたりする心配もありません。

公正証書についての相談は無料です。また、その内容を他人に知られることは絶対にありません。

詳しくは公証役場へお問い合わせください。

【問い合わせ】

上野公証役場(上野丸之内 55 番 地丸ビル 3 階) ☎ 23-6549

③『シンシュウゾウ』

この地層は、琵琶湖の前身である古琵琶湖層群で、330万年前のものであることがわかりました。大型ゾウは「シンシュウゾウ」という種類のゾウで、体高4m、足裏の長径60cm、牙が3m近くで、日本最古、最大級のものとされています。

※設問と回答は「伊賀学検定 370 問 ドリル」(上野商工会議所発行・伊賀 学検定実施委員会編集) から抜粋

赤ちゃんの健診と相談(10月分)

健診・相談名	健診・相談日	時間	場所	対象・内容など
1歳6カ月児健診 3歳児健診 (3歳6カ月児)	10月6日(火) 10月29日(木)	午後 0 時 50 分~ 2 時 30 分	伊賀市保健センター (ハイトピア伊賀 4階)	身体計測、内科・歯科健診、歯の相談、 栄養相談、育児相談など ※対象児には、1歳6カ月児健診は 1歳9カ月頃、3歳児健診は3歳 9カ月頃までに通知します。母子 健康手帳をご持参ください。
	10月15日(木)	午後1時~1時30分	青山保健センター	
	10月13日(火)	午後 0 時 50 分~ 2 時 30 分	伊賀市保健センター (ハイトピア伊賀 4階)	
	10月15日(木)	午後2時~2時30分	青山保健センター	
乳幼児相談	10月 1日(木)	午前 10 時~ 11 時 午後 1 時 30 分~ 2 時 30 分	伊賀市保健センター (ハイトピア伊賀 4階)	育児相談・栄養相談 ※母子健康手帳をご持参ください。 【問い合わせ】 健康推進課 ☎22-9653 いがまち保健福祉センター☎45-1016 青山保健センター ☎52-2280
	10月14日(水)	午前 10 時~ 11 時 30 分	阿山保健福祉センター	
	10月19日(月)	午前 10 時 30 分~ 11 時 30 分	島ヶ原子育て支援センター	
	10月20日(火)	午前 10 時~ 11 時 30 分	大山田保健センター	
	10月21日(水)	午前 10 時~ 11 時 30 分	いがまち保健福祉センター 青山子育て支援センター	

子育て支援のための教室・遊び場の開放(10月分)(対象者:乳幼児と保護者)

食育運動教室「げんきっず」	10月22日(木) 午前10時~11時	(ハノ パフ(中央 A DE)
0#ID#C).	10 D 1 D (+) F W 0 D O D	- 伊賀市保健センター(ハイトピア伊賀4階) ☎ 22-9653

し成児サロン	10月 1日(小) 干後2时~3时	
施設名	遊びの教室	遊び場の開放
曙保育園『すくすくらんど』 曙保育園内 (上野徳居町 3272-2 ☎ 21-7393)	①5日月・6日似・13日似・14日(水・19日月)・20日(火・26日月)・27日(火・すべて午前10時~【すくすくひろば】 ふれあいあそび・運動あそびなど※13日(火は、ミニ運動会を予定しています。②2日(金)・10日(土)・16日(金)・21日(水・28日(水・すべて午前10時~・午後1時30分~【本とおもちゃルームぐるんば】 ※すべて利用料1回100円(実費を徴収する場合があります。)	月〜金曜日 午前 10 時〜午後 3 時 *事前にお電話ください。
ゆめが丘保育所『おひさま広場』 ゆめが丘保育所内 (ゆめが丘 5-14-1 ☎ 22-9955)	22 日休・23 日金 午前 9 時 45 分~ 【からだを動かしてあそぼう】 体操・プレイジムなど	月~金曜日午前 10 時~午後 3 時
森川病院『エンジェル』 森川病院内 (上野忍町 2516-7 ☎ 21-2425)	 ① 16 日 (4~9カ月)・19日(月)(10カ月~1歳半) 【エンジェルサークル】 ハロウィンパーティー *予約制 ② 26日(月) 【赤ちゃんなんでも相談・発育測定会】 ③ 9日(金) 【離乳食教室】 (4~5カ月くらい) *予約制 *①~③:午後2時~ ④ 1日(水)・15日(水)(3カ月~ハイハイするまで) 8日(水)・22日(水)(ハイハイ~11カ月) 午後1時~【ベビーマッサージ】 *予約制(毎月1回まで) 	月・水・金・土・日曜日 正午〜午後5時 *事前にお電話ください。
子育て包括支援センター ハイトピア伊賀4階 (上野丸之内500 ☎22-9665)	 ①9日金)午前10時~ 【食育教室もぐもぐ】季節の野菜を使った簡単クッキング ②26日月)午前10時30分~ (三田地区市民センター) 【出前講座】親子ふれあい体操など ③28日(水)午前10時30分~ (ゆめぽりすセンター) 【公開講座】ハッピーハロウィン ④30日金)午後2時~ 【キラキラ Baby】ママ(パパ)のための心と体のストレッチ 	月~金曜日、第3土曜日 午前9時~午後5時
いがまち子育て支援センター いがまち保健福祉センター内 (愛田 513 ☎ 45-1015)	① 15 日休 午前 10 時 30 分~ 【おはなしひろば"わくわく"】 ② 26 日(月) 午前 10 時 15 分~ 【誕生会】 10 月生まれのおともだち	月~金曜日 午前9時~午後5時
島ヶ原子育て支援センター 島ヶ原地区市民センター併設 (島ヶ原 4696-9 ☎ 59-9060)	27 日(火) 午前 10 時~ 【わくわくひろば】 親子で体を動かそう	月~金曜日午前9時~午後5時
あやま子育て支援センター 阿山保健福祉センター内 (馬場 1128-1 ☎ 43-2166)	28 日(水) 午前 10 時 30 分~ 【みんな集まれ!】 手遊び・読み聞かせ	火~土曜日 午前9時~午後5時
大山田子育て支援センター 大山田保育園内 (平田 7 ☎ 47-0088)	① 7 日 (おたのしみひろば) かわいいうんどうかい *予約制② 23 日 (全) (23 日 (23 日 (23 日 (24 日 (24	月~金曜日午前9時~午後5時
青山子育て支援センター さくら保育園併設 (阿保 1152 ☎ 53-0711)	① 7 日(水) 【おはなし会】 絵本の読み聞かせ ② 15 日(木) 【おともだちあつまれ!】 (妊婦と0~1歳児) ③ 22 日(木) 【おともだちあつまれ!】 (2歳児以上) * すべて午前 10 時 30 分~	火~土曜日 午前9時~午後5時
※ 参加するレキの恃た物かど	けま前に夕古採わいの一へお問い合わせください	

※参加するときの持ち物などは事前に各支援センターへお問い合わせください。

【問い合わせ】 子育て包括支援センター (こども家庭課内) ☎ 22-9665 FAX 22-9666

10月の無料相談

市では、市民の皆さんの暮らしのいろいろな問題や悩みごとについて相談を行っています。 利用できるのは、市内在住・在勤・在学の人で、相談はすべて無料です。秘密は固く守ります。どうぞ、お気軽にご利用ください。

伊賀市の人口・世帯数

(平成 27 年 8 月 31 日現在) 人口 94,957 人 (男) 46,268 人 (女) 48,689 人 世帯数 39,468 世帯

法律・行政・人権相談

相談名	相談日	時間	場所	問い合わせ
法律相談(弁護士) * <mark>予約制</mark>	10月 8日(木)	13:00~16:00	上野ふれあいプラザ3階相談室	市民生活課(☎ 22-9638) ※受付開始(10/1 午前 8 時 30 分~) ※先着 10 人
	10月27日(火)	13:30~16:00	阿山多目的集会施設	阿山支所住民福祉課(☎ 43-0333) ※受付開始(10/20 午前 8 時 30 分~) ※先着 8 人
女性法律相談 *予約制	10月14日(水)	13:00~16:00	ハイトピア伊賀 4 階相談室	男女共同参画センター (人権政策・男女 共同参画課内) (☎ 22-9632) ※受付期間 (9/24 ~ 10/9)
行政相談(行政相談委員)	/ 3	13:30~16:00	市民生活課	市民生活課(☎22-9638) ※随時受付 *予約優先
*日常の困りごとについて			島ヶ原支所相談室	島ヶ原支所住民福祉課 (☎ 59-2109)
お伺いします。	10月20日(火)	13:30~16:00	西柘植地区市民センター和室	伊賀支所住民福祉課 (☎ 45-9104)
			大山田福祉センター相談室	大山田支所住民福祉課(☎ 47-1163)
	10月 2日(金)	13:30~16:00	阿山多目的集会施設	阿山支所振興課(☎43-1543)
	10月 8日(木)	9:00~12:00	青山福祉センター	青山支所振興課(☎52-1115)
人権相談(人権擁護委員)	10月 9日(金)	13:30~16:00	西柘植地区市民センター和室	伊賀支所振興課(☎45-9108)
八個的吸(八個班邊安員)	10月14日(水)	13:30~16:00	島ヶ原支所会議室	島ヶ原支所振興課(☎ 59-2053)
	10月15日(木)	13:30~16:00	ハイトピア伊賀 4階相談室	人権政策·男女共同参画課(☎ 47-1286)
	10月20日(火)	13:30~16:00	大山田福祉センター相談室	大山田支所振興課(☎ 47-1150)
人権相談	月~金曜日(祝日除く)	8:30~17:15	津地方法務局伊賀支局	津地方法務局伊賀支局 (☎ 0570-003-110)

その他各種相談

相談名	相談日	時間	場所	問い合わせ
消費生活相談	月~金曜日(祝日除く)	9:00~16:00	市民生活課、各支所住民福祉課	市民生活課 消費生活相談専用ダイヤル (☎ 22-9626)
サラ金・クレジット問題相談 * <mark>予約制</mark>	10月22日(木)	13:00~16:00	上野ふれあいプラザ3階相談室	市民生活課(☎22-9638) ※受付期限(10/20) ※先着4人
交通事故相談 * 予約制	10月15日(木)	13:30~15:30	上野ふれあいプラザ3階相談室	市民生活課(☎22-9638) ※受付期限(10/13) ※先着4人
社会保険出張相談(年金相談)	10月 7日(水) 10月16日(金)	10:00~15:00	ハイトピア伊賀3階	上野商工会議所(☎21-0527)
緑(園芸)の相談	10月13日(火)	13:30~16:00	本庁舎玄関ロビー	都市計画課(☎ 43-2315)
外国人のための行政書士相談 * <mark>予約制</mark>	10月 1日(木)	13:00~16:00	市民生活課	市民生活課(☎ 22-9702) ※先着4人
こころの健康相談*予約制	10月28日(水)	14:00~17:00	三重県伊賀庁舎 1 階成人相談室	伊賀保健所 (☎ 24-8076)
健康相談	10月16日(金)	10:00~11:00	ハイトピア伊賀4階健康ステーション	健康推進課 (☎ 22-9653)
高齢者の総合相談	月~金曜日(祝日除く)	8:30~17:15	地域包括支援センター 中部(本庁舎1階) 東部(いがまち保健福祉センター内) 南部(青山保健センター内)	地域包括支援センター 中部 (☎26-1521・fix 24-7511) 東部 (☎45-1016・fix 45-1055) 南部 (☎52-2715・fix 52-2281)
こどもの発達相談	月~金曜日(祝日除く)	8:30~17:15	こども発達支援センター(福祉相談 調整課内)	こども発達支援センター (☎ 22-9627・fM 22-9674)
障がい者の総合相談	月~金曜日(祝日除く)	8:30~17:15	障がい者相談支援センター(福祉相 談調整課内)	障がい者相談支援センター (☎ 26-7725・NX 22-9674)
高齢者の就業相談	10月 1日(木)	13:30~14:00		シルバー人材センター (☎ 24-5800)
同梱省の孤来他級	* 予約制 10月15日(木)	13:30~15:00	伊賀市シルバーワークプラザ(西明 寺 2782-92)	(2 4-5800)
若者の就業相談*予約優先	月~金曜日(祝日除く)	8:30~17:15	伊賀市社会福祉協議会(上野ふれあいプラザ3階)	いが若者サポートステーション (☎ 22-0039)
女性相談*予約優先 家庭児童相談*予約優先 母子·父子自立相談*予約優先	月~金曜日(祝日除く)	9:00~16:00	福祉相談調整課	福祉相談調整課 (☎22-9609·FM 22-9674)
ふれあい相談(教育相談)	火~金曜日(祝日除く)		伊賀市教育研究センター	伊賀市教育研究センター (☎ 21-8839)
青少年相談	月~金曜日(祝日除く)		青少年センター(上野ふれあいプラザ中3階)	
生活にお困りの方の相談	月~金曜日(祝日除く)	8:30~17:15	生活支援課	生活支援課(☎ 22-9650)

2015年(平成27年) 9月15日 発行/伊賀市 編集/企画振興部広聴情報課 〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地 ☎0595-22-9636 W0595-22-9617 http://www.city.iga.lg.jp/